

# 告 示

## 埼玉県告示第四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス石橋店

埼玉県東松山市石橋千五百九十三番二十二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動規制法に該当する施設を設置する場合は届出を行うこと。
- (2) 特定建設作業に伴う建設工事を施工する場合は届出を行うこと。
- (3) 駐車場においてアイドリングストップ等規制基準を遵守すること。
- (4) 駐輪場の位置変更により、開発区域内の緑地面積が変わると考えられる。開発工事完了までに、開発許可事項変更許可の手続きを行うこと。
- (5) 駐車場から道路への出入りについて、見通しが悪くならないような位置に案内看板等を設置すること。
- (6) 入口付近での渋滞防止のため、右折車への対応を適切に実施すること。
- (7) 周辺道路は、小・中学校の通学路となっているため、出入り等通行の際は注意すること。

### 二 縦覧期間

令和五年一月十七日から令和五年二月十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所